

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この基準は、昭和村シルバー人材センター（以下「センター」という。）設置運営規程第13条に規定する会員の就業に伴う事故防止と安全な就業ができるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準及び別記安全心得10箇条を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得総則)

第3条 会員は、植木剪定・除草・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、センターの指示事項を守り、安全就業に努めなければならない。

(作業環境)

第4条 作業現場では、常に整理整頓を心掛けなければならない。
2 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において安全であるかどうか確認してから、作業に着手しなければならない。

(合図・標識)

第5条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。
2 共同作業では、合図・連絡を正確に行わなければならない。

(安全保護具)

第6条 会員は、高所作業や落下物が想定される作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じて命綱を使用しなければならない。

(器具類の使用)

第7条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業しなければならない。
2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具を使用せず、センターに報告をしなければならない。

(健康管理)

第8条 会員は、常に健康管理に努め、健康診断を進んで受けなければならない。
2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分摂るよう心掛け健康な状態で就業しなければならない。
3 会員は、就業にあたっては、加齢による諸機能の低下を十分確認し無理をしてはならない。

(交通事故の防止)

第9条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。
2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに安全帽・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時や就業中に怪我をしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者、又は本人がセンターに連絡し、応急の処置をとらなければならない。

(その他)

第11条 会員は、この基準に定めるもののほか、センターより指示があった場合はそれに従い、作業に従事しなければならない。

附則1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。